

岐阜県公報

目 次

告 示

○介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等

の指定

(地域福祉国保課) 六三ページ

○兼用工作物の管理の方法についての協議

(河 川 課) 六六

○建築基準法に基づく道路の位置指定

(建 築 指 導 課) 六七

公 示

○村営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(農 地 整 備 課) 六七

告 示

岐阜県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

第 二 千 三 百 十 五 号
平成二十四年一月二十四日
(火曜日)

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称 の所在地	指定年月日
株式会社イービーエーサ ービス	訪問介護	ヘルパーステーション おがきの憩	大垣市築捨町三―六七 ―一
株式会社イービーエーサ ービス	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーション おがきの憩	大垣市築捨町三―六七 ―一
E―Sense株式会社	通所介護	まめなか	関市下有知一九七―四
E―Sense株式会社	介護予防 通所介護	まめなか	関市下有知一九七―四
有限会社古川住設管工事	福祉用具 貸与	有限会社古川住設管工事	飛驒市古川町上町九五 四―一
有限会社古川住設管工事	特定福祉 用具販売	有限会社古川住設管工事	飛驒市古川町上町九五 四―一
有限会社古川住設管工事	介護予防 福祉用具 貸与	有限会社古川住設管工事	飛驒市古川町上町九五 四―一
有限会社古川住設管工事	特定介護 予防福祉 用具販売	有限会社古川住設管工事	飛驒市古川町上町九五 四―一
ピノキオ商事株式会社	居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 大和店	郡上市大和町剣字川添 八八―三
ピノキオ商事株式会社	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 大和店	郡上市大和町剣字川添 八八―三
フルサポート株式会社	訪問介護	フルサポート星ヶ丘	関市星ヶ丘二四―一
フルサポート株式会社	介護予防 訪問介護	フルサポート星ヶ丘	関市星ヶ丘二四―一
鍛冶 兆 宏	訪問看護	かじ眼科	飛驒市古川町上気多五 九二―一
鍛冶 兆 宏	居宅療養 管理指導	かじ眼科	飛驒市古川町上気多五 九二―一

鍛冶 兆宏	飛騨市古川町上気多五 九二―一	介護予防 訪問看護	か じ 眼 科	飛騨市古川町上気多 五九二―一	同
鍛冶 兆宏	飛騨市古川町上気多五 九二―一	介護予防 居宅療養 管理指導	か じ 眼 科	飛騨市古川町上気多 五九二―一	同
社会福祉法人恒仁会	各務原市那加前洞新町 四―二二	居宅介護 支援事業	オーク居宅介護相談センタ ー	各務原市那加前洞新 町四―二二	同
株式会社ライフクリエイ ト	山県市梅原一四九五― 一	認知症対 応型通所 介護	ひだまりのいえ	山県市梅原一四九五 ―一	同
株式会社ライフクリエイ ト	山県市梅原一四九五― 一	介護予防 認知症対 応型通所 介護	ひだまりのいえ	山県市梅原一四九五 ―一	同
株式会社ライフクリエイ ト	山県市梅原一四九五― 一	通所介護	花 水 木	山県市梅原一四九五 ―一	同
株式会社ライフクリエイ ト	山県市梅原一四九五― 一	介護予防 通所介護	花 水 木	山県市梅原一四九五 ―一	同
社会福祉法人ケア21	高山市新宮町一〇五四 ―三	短期入所 生活介護	ケアハウス1番館	高山市新宮町一〇五 四―三	同
社会福祉法人ケア21	高山市新宮町一〇五四 ―三	特定施設 入居者生 活介護	ケアハウス1番館	高山市新宮町一〇五 四―三	同
社会福祉法人ケア21	高山市新宮町一〇五四 ―三	介護予防 短期入所 生活介護	ケアハウス1番館	高山市新宮町一〇五 四―三	同
社会福祉法人ケア21	高山市新宮町一〇五四 ―三	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	ケアハウス1番館	高山市新宮町一〇五 四―三	同
西濃医療生活協同組合	大垣市久徳町一五三― 一	短期入所 生活介護	しずさとショートステイ	大垣市松町一四五二	同
西濃医療生活協同組合	大垣市久徳町一五三― 一	介護予防 短期入所 生活介護	しずさとショートステイ	大垣市松町一四五二	同
西濃医療生活協同組合	大垣市久徳町一五三― 一	介護予防 短期入所 生活介護	しずさとショートステイ	大垣市松町一四五二	同

株式会社エンハンス 本巣郡北方町北方二三 一八一六 通所介護 大門リハビリ&ケアビレッ ジ 本巣郡北方町北方一 三一八一	株式会社エンハンス 本巣郡北方町北方二三 一八一六 介護予防 通所介護 大門リハビリ&ケアビレッ ジ 本巣郡北方町北方一 三一八一	有限会社ファースト 各務原市大野町五一六 九一一 通所介護 デイサービス花の木おの 各務原市大野町五一 六九一一	有限会社ファースト 各務原市大野町五一六 九一一 介護予防 通所介護 デイサービス花の木おの 各務原市大野町五一 六九一一	本間 龍介 羽島郡岐南町三宅二一 一〇六 介護予防 居宅療養 管理指導 なごやかクリニック 羽島郡岐南町三宅二 一〇六	本間 龍介 羽島郡岐南町三宅二一 一〇六 介護予防 居宅療養 管理指導 なごやかクリニック 羽島郡岐南町三宅二 一〇六	社団法人岐阜県看護協会 岐阜市数田南五一四 一五三 訪問看護 社団法人岐阜県看護協会 上宝訪問看護ステーション 高山市上宝町本郷五 五〇 高山市上宝保 健センター	社団法人岐阜県看護協会 岐阜市数田南五一四 一五三 訪問看護 社団法人岐阜県看護協会 上宝訪問看護ステーション 高山市上宝町本郷五 五〇 高山市上宝保 健センター	社団法人岐阜県看護協会 岐阜市数田南五一四 一五三 介護予防 訪問看護 社団法人岐阜県看護協会 上宝訪問看護ステーション 高山市上宝町本郷五 五〇 高山市上宝保 健センター	岐阜県告示第三十四号 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路 との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告 示する。 なお、その関係図書は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県可茂土木事務所に備え置 いて縦覧に供する。 平成二十四年一月二十四日 岐阜県知事 古 田 肇	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕	河川管理施設の名称又は種類 木曾川水系比衣川右岸堤防 河川管理施設の位置 可児郡御嵩町比衣字階子田九三四番二地先から 同 郡同 町比衣字階子田九三三番二地先まで 管理を行う者の氏名及び住所 氏名 道路管理者 御嵩町長 渡邊 公夫 住所 可児郡御嵩町御嵩一二三九番地一 管理の内容 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら 道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法面一メートルまでの範囲にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十三年十二月一日から道路が存しなくなる日まで

岐阜県告示第三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第二項に規定する道路の位置を、岐阜建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十四年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定年月日

平成二十四年一月六日

二 位置、延長、幅員及び指定番号

本巢市曾井中島五六一番四	延長 （メート ル）	指定番号
本巢市曾井中島字東川原四七六番七から六八〇番一〇まで	幅員 （メート ル）	
二二六	四	
二三八	四	
同	岐建築第一四五号	

(道路の位置を示す図面は、岐阜建築事務所において縦覧に供する。)

公
示

○村営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、東白川村営土地改良事業下親田地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十四年一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 縱覽期間

平成二十四年一月二十四日から

同年二月二十一日まで

二 縦覧場所

東白川村揭示場

平成二十四年一月二十四日発行

発 行 者
所 者

岐阜市藪田南二丁目一番二号
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター